

### 第37回大阪市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和元年12月18日(水) 10時~12時

会 場 大阪市役所 7階 第6委員会室

出席者 《審議会委員》(五十音順)

川口会長

牛山委員、海老沢委員、渋谷委員、篠田委員、徳野委員、友田委員

永田委員、花岡委員、朴木委員、前田委員、三久保委員、森田委員

《大阪市》

市民局理事、女性活躍促進担当部長、男女共同参画課長、女性活躍促進担当課長

配偶者暴力相談支援センター担当課長代理、男女共同参画課長代理

- 議 題 (1) 会長・会長代理の選出について  
(2) 新たな男女共同参画基本計画の策定について(諮問)  
(3) 今後の進め方について  
(4) 今年度事業について

事務局(吉田男女共同参画課長代理)

ただいまより第37回大阪市男女共同参画審議会を開会いたします。本日は、大変お忙しい中をご出席賜り厚くお礼申し上げます。

私は、司会進行役を務めさせていただきます男女共同参画課長代理の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。大変恐縮ですが、マイクの都合上、座っての進行とさせていただきます。

開催に当たりまして、田丸市民局理事からご挨拶申し上げます。

事務局(田丸市民局理事)

皆さん、おはようございます。市民局理事の田丸でございます。委員の皆様におかれましては、本当に年末のお忙しいところ、大阪市男女共同参画審議会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

このたびは、公私ともにお忙しい中、第9期の審議会の委員にご就任をいただきまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の審議会では、現在の大阪市男女共同参画基本計画~第2次大阪市きらめき計画~の計画期間が令和2年度末で終了いたしますことから、令和3年度以降の新たな基本計画の策定について大阪市より諮問させていただき、あわせて策定に向けた専門調査部会の設置についてお諮りをしたいと考えております。

後ほど、事務局より現行計画の取組状況やこの間の社会情勢、第2次大阪市きらめき計画策定以降の国などの動きについてご説明させていただきますが、少子高齢化が一層進行する中、働き方改

革関連法の施行や女性活躍推進法の改正の動きなども踏まえまして、今後も対応すべき課題は多いというふうに認識しております。

また、2025年には大阪・関西万博が開催されます。万博が目ざすのは、国連が掲げます持続可能な開発目標（SDGs）が達成される社会であります。ジェンダー平等は、重要な開発目標の一つということで我々も理解しておるところでございます。審議会での活発なご議論を頂戴しながら、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けまして、これからの時代にふさわしい計画を作成してまいりたいというふうに考えております。

また、本日は、今年度の重点的取組でございます児童虐待防止に係るドメスティック・バイオレンス対策の強化について、その進捗状況をご報告させていただきます。委員の皆様からは、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（吉田男女共同参画課長代理）

本日、委員の皆様におかれましては、ご就任後初めての審議会ですので、最初に各委員をご紹介させていただきます。五十音順で出席いただいている方のお名前をお読みいたしますので、お手元の資料で後ろのほうにゼムクリップでとめております資料の一番上の資料、参考1、委員名簿をご覧ください。

公募委員の牛山太郎様でございます。

市会議員の海老沢由紀様でございます。

同志社大学政策学部教授の川口章様でございます。

弁護士の渋谷元宏様でございます。

NPO法人ファザーリング・ジャパン関西、理事長の篠田厚志様でございます。

日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会、事務局長の徳野尚様でございます。

甲南女子大学看護リハビリテーション学部教授の友田尋子様でございます。

市会議員の永田典子様でございます。

市会議員の花岡美也様でございます。

京都教育大学監事の朴木佳緒留様でございます。

大阪市地域女性団体協議会、副会長の前田葉子様でございます。

公募委員の三久保真由美様でございます。

関西大学社会学部教授の森田雅也様でございます。

伊藤みどり様、興津厚志様につきましては、本日所用のためご欠席されております。

引き続きまして、本市出席者を紹介いたします。

先ほどご挨拶申し上げました田丸市民局理事でございます。

谷口女性活躍促進担当部長でございます。

中谷男女共同参画課長でございます。

森女性活躍促進担当課長でございます。

永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理でございます。

私、改めまして、男女共同参画課長代理の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料で、前にダブルクリップでとめている資料が議事に関する資料になります。少しめくって確認をさせていただきます。

一番前に次第、2枚めに配席図、その後に議事に関する資料が続いております。右肩に資料番号を振っております、資料1が1枚物の資料、資料2がホッチキスでとめてありまして、3枚物の6ページの資料になっております。資料3も、同じくホッチキスどめで4枚物の7ページまでの資料になっております。資料4がA3版の大きめの資料、資料5がホッチキスでとめてある2枚物の資料、あと資料6、資料7、資料8がそれぞれ1枚物の資料となっております。

後ろにゼムクリップでとめております資料は参考資料となっております、参考1、2、3と3枚の資料をゼムクリップでとめております。また、一番最後に緑色の冊子が参考資料となっております。

本審議会は、審議会の設置及び運営に関する指針により公開とさせていただきます。また、個々の発言要旨と発言者氏名を記載した会議録を作成し、ホームページ上に公表することをご了承願います。

傍聴者におかれましては、お手元の傍聴要領を遵守くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、次第をご覧ください。

議題1、会長・会長代理の選出をお願いしたいと存じます。

まず、会長の選出でございますが、お手元にお配りしておりますゼムクリップどめの参考資料2、大阪市男女共同参画審議会規則をご覧ください。規則第2条により、会長は委員の互選により選出することとなっておりますが、皆様よりご意見はございますでしょうか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

お声がないようですので、潜越でございますが事務局より発言いたします。

前期より会長に就任いただいております川口委員に、引き続き会長をお願いさせていただくということではいかがでしょうか。

（異議なし）

異議なしとお声がありましたので、川口委員に会長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

事務局（吉田男女共同参画課長代理）

それでは、皆様方のご賛同によりまして、川口委員が本審議会の会長に選出されました。

会長席にお移りください。

それでは、川口会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

川口会長

ご推薦いただきましたので、会長の大役を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

先日、ジェンダー・ギャップレポートについてニュースがありましたので、皆さんもご存じかと思うんですけども、今年の世界における日本のジェンダー・ギャップランキング、世界の153カ国のう

ち121位ということで、これまでで過去最低ということですが、中国、韓国、アラブ首長国連邦という、かつては日本より下にあった国にも追い越されて、非常に日本のジェンダー平等が進んでいないということが明らかになっています。日本も、一生懸命いろいろ取り組んでいるのは事実なんですけれども、やはりほかの国が、先進国、途上国含め、日本以上に真剣に取り組んでいるということで、こういう差がついたものと思います。

政府、それから自治体、それから民間企業がそれぞれの立場からこのジェンダーのギャップを縮めていくということが必要かと思っておりますので、私たちの役割も非常に重要だと思っております。どうぞ、この1期、よろしくご協力願います。

事務局（吉田男女共同参画課長代理）

続きまして、会長代理につきましては、大阪市男女共同参画審議会規則第2条第3項において、会長が指名することとなっておりますので、川口会長から指名いただきたいと存じます。

川口会長

それでは、私から指名させていただきます。

会長代理には、引き続き渋谷委員にお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。では、渋谷委員、お願いいたします。

事務局（吉田男女共同参画課長代理）

それでは、渋谷委員に会長代理をお願いいたします。

会長代理の席に移動をお願いいたします。

それでは、渋谷会長代理よりご挨拶をいただきたいと存じます。

渋谷会長代理

改めまして、渋谷です。よろしくお願いいたします。ただいまご指名いただきましたので、引き続き会長代理を務めさせていただきますと思います。

私、一応ふだんは弁護士をしておりますが、司法界というのは以前から男女共同参画等が非常に遅れた世界でありまして、その中でも特に弁護士という業界は、裁判所、検察庁に比べても遅れているような状況であります。

そうはいつても、そのままではよくないということで、10年ぐらい前から弁護士会の中にも男女共同参画推進本部というものを立ち上げまして、私も事務局長等を務めてきました。取り組んだ分野によっては進んできた部分もありながら、いつまでたっても進まない分野というのもございます。それがいまだに課題として残っている状況です。

何よりも、今この業界は残念ながら魅力がないと思われるようで、特に女性の方の志望が非常に少なくなっていて、司法試験の受験者数も減っているという、非常に悲しい状況になっております。

業界全体を何とか盛り上げなければいけないというのはもちろんのこと、その中で女性の人数がもっと増えてほしいのですが、相対的に言うと、女性は全体の2割を切っているような状況です。若い層では、25%近くにはなってはきているのですが、なかなかそこから伸び悩んでいる状況です。やはり数が増えないと男女共同参画を推進していく力にならない、古い考え方の方々を変えていくためには、数

の力というものをある程度借りなければいけないところがあるものですから、もう少し我々も勉強して業界全体を魅力あるものに改善していきたいと思っている次第です。

そういう意味でも、このような立場、機会をいただけたのは非常にありがたいことです。また皆さんと一緒に勉強させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局（吉田男女共同参画課長代理）

それでは、これより川口会長に議事進行をお願いいたします。

川口会長

それでは、議事を進めてまいります。

今日は、初めに大阪市から当審議会に対しまして、新たな男女共同参画基本計画の策定について諮問がございます。

それでは、事務局よりよろしくお願いたします。

事務局（吉田男女共同参画課長代理）

それでは、田丸理事より諮問書をお渡しいたしますので、川口会長、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

事務局（田丸市民局理事）

大阪市男女共同参画審議会会長様。

大阪市男女共同参画推進条例第9条第4項の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

諮問。大阪市における新たな男女共同参画基本計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

令和元年12月18日、大阪市長、松井一郎。

よろしくお願いたします。

川口会長

ただいま、大阪市から本審議会に対し、新たな男女共同参画基本計画の策定について、諮問をいただきました。この諮問について、今後、本審議会において議論をしてまいります。

それでは、諮問書の写しを各委員にご配付ください。

行き渡りましたでしょうか。

それでは続いて、諮問の趣旨について、大阪市よりご説明お願いたします。

事務局（田丸市民局理事）

そうしましたら、ただいまお配りいたしました諮問書の裏面に諮問の趣旨を記載しておりますので、それを読ませていただきます。座って読ませていただきます。

大阪市においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を旨として、大阪市男女共同参画推進条例を平成15年1月より施行し、条例に基づき策定した大阪市男女共同参画基本計画（平成18年度～27年度）、大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画（平成28年度～令和2年度）に沿って、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

結果として、社会の多くの分野で男女共同参画の視点を入れた取組や女性の参画、活躍が進むなど一定の進展が見られるところです。しかしながら、指導的地位に女性の占める割合は依然として低く、固定的な性別役割分担意識も根強く残っているなど、引き続き取組が必要です。

また、今日的な社会情勢として少子高齢化が一層進行する中、働き方改革関連法の施行、女性活躍推進法の改正などの動きも踏まえながら、さらなる女性の活躍促進、配偶者暴力への対応と児童虐待対応の連携の強化、ジェンダー平等など国連の持続可能な開発目標（SDGs）の推進等に的確に対応していくことが必要となっています。

こうした状況のもと、令和2年度末で現行計画の期間が終了することから、大阪市男女共同参画推進条例に基づき、令和3年度以降の新たな男女共同参画基本計画を策定する必要があります。本計画は、平成27年に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として、さらには配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV防止基本計画としても位置づけ、策定する必要があります。

つきましては、男女共同参画社会の実現に向け、今後5年間に大阪市が男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために講ずべき事項を定める新たな男女共同参画基本計画の策定に当たり、審議会のご意見を賜りたく諮問するものです。

以上でございます。

川口会長

ありがとうございました。

続きまして、計画策定に向け審議するに当たり、考慮すべき事項等について、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局（中谷男女共同参画課長）

ただいま、審議会に対して諮問させていただきましたが、新たな男女共同参画基本計画の策定に係る方向性について、詳しくご説明いたします。

資料1をご覧ください。

資料の上部に記載しておりますが、「新たな計画の性格・位置づけ等」につきましては、大阪市男女共同参画推進条例に、「市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めるものとする」とあり、この条例に基づく基本計画として策定します。

また、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画、さらにDV防止法に基づく市町村基本計画にも位置づけます。

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

資料の下段についてですが、新たな計画の策定に当たりましては、まず現行計画の取組について確認、検証し、また近年の社会情勢や現行計画の策定後の国・大阪府などの動向を踏まえてまいりたいと考えております。

それでは、「現行計画の取組」についてご説明します。

まず、資料1の左の囲みをご覧ください。

現在の大阪市男女共同参画基本計画は、平成28年度から令和2年度までの5年計画であり、来年度末に計画期間が終了します。

現在の計画について、計画の目標については記載のとおりです。

その下ですけれども、3つの施策分野を設定し、さらに「雇用等における女性の活躍促進と両立支援」から「国際社会と協調した取組みの促進」まで、10の基本的方向に沿って取組を進めています。中でも、「女性の活躍促進」を重点的に取り組むテーマとして位置づけ、とりわけ重要性の高い5つの取組について、集中的に推進を図っています。

「現行計画の取組状況」につきましては、資料2にまとめておりますので、資料2をご覧ください。現行計画の基本的方向ごとに成果指標または活動指標とその現状値を記載しております。なお、市民意識調査の数値については、速報値であることをご承知おきください。

まず、基本的方向1「雇用等における女性の活躍促進と両立支援」ですが、上の2つの項目については、商工会議所のご協力のもと、大阪市内の企業を対象に調査を実施します。間もなく調査票を送送する予定です。

次の大阪府の25歳から54歳の女性の就業率ですが、平成30年度で71.7%と3年間で3ポイント改善し、目標値まであと1ポイントとなっています。背景としては、近年の雇用情勢として売り手市場が続いていることから、全国的に就業率が上昇していることが挙げられます。

次の項目ですが、大阪では全国平均と比較して出産・育児の時期に就業率が低下する、いわゆるM字カーブの谷が深い傾向があります。35歳から44歳の女性の就業率の大阪府と全国平均との差は、平成23年度以降縮小し、実は平成29年度には目標値である4%まで縮まっていたのですが、はっきりした原因はわからないのですが、平成30年に急に悪化しまして6%に差が開いてしまいました。

一番下の項目ですが、ワーク・ライフ・バランスについて、「知っている」「聞いたことがある」と答えた市民の割合は、令和元年で51.5%と16.7ポイント改善していますが、目標の60%には8.5ポイント不足しています。

基本的方向2「地域における女性の活躍」については、意識調査における設問を変更いたしましたので、その点についてご説明いたします。

平成27年に実施した調査での設問は、「以前に比べて、地域で女性が活躍しやすくなっている」と感じるかどうかを問うものでした。今回の調査を実施するに当たって、4月に開催した審議会委員の皆様のご意見をお聞きしたところ、何年前と比較しての話なのかなど回答者によって設問の受け取り方にばらつきが出るのではないかと、実態が把握できないのではないかとという問題点についてご指摘をいただきました。

そこで、今回の調査では、できるだけ設問から受けるイメージに差が出ないようにということを考えまして、「地域で活躍している女性が増えた」という設問に変更しました。「しやすくなっている」という感覚的な問いから、実際に「増えた」という問いに変えたことで数値に影響が出たと推察されますが、実態に即した数値が把握できたのではないかと考えております。

基本的方向3「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」については、「市の審議会等において女性委員の占める割合」の目標を40%としておりましたが、今年度の4月1日時点で36.5%と、目標に達しておりません。また、国において、社会のあらゆる分野において、令和2年度までに指導的地位に女性が占める割合が30%となることを目標としていることを踏まえ、市役所の管理職に占める女性の割合の目標を30%としておりましたが、令和元年10月1日時点で26.4%と、こちらも目標に達しておりません。今後も、引き続き取組が必要であると考えております。

基本的方向4「女性に対するあらゆる暴力の根絶」ですが、上の2つの項目、配偶者・パートナーとの間における暴力に関する認識については、選択肢の中で、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答し

た人の割合を挙げています。「なぐる・ける」は91.6%、「友達や身内とのメールなどをチェックしたり、つきあいを制限する」は56.5%となっており、いずれも改善はしているものの目標値には達していません。

3つめの項目、「配偶者暴力相談支援センターの相談窓口の認知度」は、平成27年より5.4ポイント下がっています。配偶者暴力相談支援センターの状況につきましては、他の政令指定都市とも意見交換をしているのですが、DVの相談窓口として警察署の存在感が大きくなっており、警察への相談が増えていることが影響を及ぼしているのではないかと考えられます。さまざまな相談窓口が機能しているのは評価すべきことですが、配偶者暴力相談支援センターとしても、DV被害者の支援という役割を果たしていくため、DVの啓発とあわせて認知度向上に取り組んでいく必要があると考えております。

基本的方向5「生涯を通じた健康支援」についてですが、大阪市の健康増進計画である、すこやか大阪21の第2次後期計画が策定されたため、平成30年度から成果指標が変更されています。

がん検診につきましては、勤務先の事業所で受診するケース、個人で受診するケース、本市が実施するがん検診を受診するケースなどがあります。従来は、アンケートにより受診状況を把握していましたが、年度による変動が大きく、実態を反映できているかどうか判断が難しいという問題がありました。

そこで、第2次後期計画では、本市で実施するがん検診については受診者数を指標とすることといたしました。この指標を達成することで、それぞれのがん検診について、50%以上の受診率を達成できるものと考えております。ご参考までに、目標としている令和5年度の目標人数を100としますと、平成30年度の受診者数は74.6ということになります。

基本的方向6「困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援」についてですが、女性の就業率については再掲です。

「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちであると思う市民の割合」は65%であり、目標を達成しています。

今後とも、困難を抱える高齢者、障がいのある人たちが安心して暮らせるための施策の充実や社会参加を促進する支援を行っていくことが必要です。また、高齢化が進む中で、仕事と介護の両立を可能とするための環境整備が求められています。

基本的方向7「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」では、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の入所定員枠の拡大、病児・病後児保育の確保など子育て支援の環境整備を進めてきました。「保育所等の利用定員数」は、子ども・子育て支援計画の目標値を既に達成していますが、それを上回るニーズの増加があり、待機児童数は平成31年4月1日現在で28人となっています。

一番下の項目、「女性の悩み相談の認知度」については、計画策定時より若干下がっており、引き続き広報を行っていく必要があります。

基本的方向8「男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」では、「社会全体として平等であると思う市民の割合」は13.3%となっており、目標値との差は6.7ポイントです。なお、男性のほうが優遇されていると思う人は70%、女性のほうが優遇されていると思う人は5.6%でした。

2つめの項目ですが、男女共同参画社会について「知っている」「聞いたことがある」と答えた市民の割合は53.8%となっており、目標値を6.2ポイント下回っています。

3つめの「男性は仕事、女性は家庭を中心とするという考え方」について、「そう思う」「ある程度そう思う」と回答した人の割合です。令和元年の数値は35.1%で、計画策定時と比較して意識が変わってきていることがうかがわれますが、目標の30%以下とは5.1ポイントの差があります。

一番下の平日に家事・育児に費やす時間については、20代から40代の男性に関するデータです。

家事・育児とも大幅に改善し、特に育児に関しては目標値を達成しています。

ここで、調査の選択肢の変更についてご説明をしておきます。

育児については、前回調査のときは、育児をする対象となる子どもがいない場合も「0分」の欄に回答することとなっていました。今回は、「該当者がいない」という欄を設け、割合を算出するときに分母、分子から除外し、より適切に実態を把握できるよう改善をいたしました。育児の数字が大きく上昇しているのは、この選択肢の変更の影響があると思われます。

基本的方向9「男女共同参画の視点に立った防災・減災対策」については、「セミナー等において、地域防災活動に女性の参画が必要だと思ふ参加者の割合」を活動指標にしています。90.8%の人が必要と答えています。近年の地震や風水害の影響で防災に対する意識や関心が高まっている中で、防災における男女共同参画の必要性の認識も高まっているのではないかと考えられます。

基本的方向10「国際社会と協調した取組みの推進」では、「国際的な取組みの紹介・情報発信回数」を活動指標としていますが、平成30年度は3回となっています。2025年の大阪・関西万博では、国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)が達成される社会を目指しており、今後ますます男女共同参画に関する国際的な情報を収集し、市民へ情報提供していく必要があると考えています。

資料2「現行計画の取組状況」の説明は以上です。

次に、資料3「社会情勢について」をご覧ください。

まず、「1、人口動態」の「人口構造の変化」についてですが、資料には記載しておりませんが、大阪市の人口は2015年の国勢調査によりますと約269万人となっており、うち男性が約130万人、女性が約139万人と、女性が男性を約9万人上回っています。

グラフをご覧ください。出典は、2016年に策定された大阪市人口ビジョンです。

大阪市の年齢3区分別人口割合の推移を示しています。

高齢者人口の割合は急速に高まっており、次期計画の初年度である2021年には26.7%に達している見込みです。一方で、15歳未満の年少人口の割合は年々低下していく見込みであり、2021年には10.8%となる見込みです。

次に、「世帯等の動向」をご覧ください。

核家族の世帯数は横ばいですが、単独の世帯数が年々増加しており、それに伴って1世帯当たりの平均人員は1.96人まで減っています。

続けて、2ページの「世帯の家族類型の状況」をご覧ください。

家族の類型別に、世帯数と大阪市全体の世帯に占める割合を表にしています。

ひとり親家庭への支援は、現行の計画でも基本的方向6に位置づけられているところですが、母子世帯は2万365世帯で全体の1.5%、父子世帯は1,536世帯で全体の0.1%です。

「共働き世帯の状況」をご覧ください。

夫婦の就業状況について見てみますと、「夫が就業、妻が非就業」の世帯が年を追うごとに減っており、2015年には約55万世帯となり、「夫・妻とも就業」の共働き世帯の数を下回っています。こうした状況を踏まえ、仕事と家庭の両立支援のための施策や、ワーク・ライフ・バランスの推進の重要性がますます高まっていると認識しています。

次に、3ページの「正規の職員・従業員の割合」をご覧ください。

正規と非正規の職員・従業員の割合については、男性の場合はおよそ8.2ですが、女性の場合は5割以上が非正規雇用であり、女性の非正規雇用率が高くなっていることが明らかです。

それでは、「2、女性の就業状況」についてご説明します。

中ほどの折れ線グラフですが、全国的にも大阪府においても女性の就業率は年々上昇する傾向にあります。この間、全国と大阪府の差は縮まってきていたのですが、2018年に大阪府における就業率が前年度より低下したため、差は現行の計画策定時よりむしろ広がっている状況です。

次に、いわゆるM字カーブの状況ですが、「女性の年齢階層別の就業状況」を見てみると、2018年の大阪府の35歳から44歳の女性の就業率は69.8%となっており、5年前と比較しますとM字カーブの谷も浅くなっています。しかしながら、全国でも同様に女性の就業率が上がっているため、左右で見比べてみますと、やはり全国より低い水準であることがわかります。

4ページをご覧ください。

「女性の管理職登用の状況」についてですが、管理的職業従事者に占める女性の割合は、長い目で見ると増加しています。2018年では16.5%となっていますが、男性が圧倒的に多い状況が続いています。

次に、「地域における女性の活躍状況」ですが、上の棒グラフをご覧ください。

地域活動に現在または過去に参加したことがある女性の割合は合わせて65.1%となっており、男性の53.6%を上回っています。女性が、地域活動の重要な担い手となっている状況がうかがえますが、下の棒グラフをご覧くださいと、「地域で活躍している女性が増えたと答えた市民の割合」は半数以下にとどまっています。

5ページをご覧ください。

「政策・方針決定過程への女性の参画」については、大阪市における審議会等の女性委員の比率は、長期的に見ると上がってはいるのですが、目標である40%には達していません。

下のグラフ、大阪市役所の管理職の女性の比率ですが、昇任する職員がいる一方で退職者もいるため、特に係長級以上では2018年まで微増にとどまっていたのですが、今年度は0.9ポイント改善しました。課長級以上では1.4ポイント改善しております。

それでは、6ページの「3、女性に対する暴力をめぐる状況」についてご説明いたします。

「DVに関する相談」ですが、大阪市では2011年8月に配偶者暴力相談支援センターを開設していますが、それ以降、相談件数は増加する傾向にあり、近年は高どまりしています。なお、2017年のクレオ大阪の相談件数が非常に多くなっていますが、これは相談内容に二次的な内容としてDVが含まれるものもカウントするようにしたこと、また変更したやり方が定着するのに一定時間がかかったことが原因です。

「DVの種類」についてですが、相談内容については、「精神的暴力」「身体的暴力」「経済的暴力」の順に件数が多くなっています。

その下のグラフについては、暴力に対する認識についてのアンケート結果をまとめたものです。

下のBですけれども、「友達や身内とのメールなどをチェックしたり、つきあいを制限する」については、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」人が29.7%、「暴力にあたるとは思わない」人が8.4%であり、暴力と認識しない人の割合が相当高くなっています。

また、上、Aの「なぐる・ける」については、身体的暴力であり、非常にわかりやすいケースですが、それでも「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」人が3.4%という結果になっています。

最後に、7ページの「4、市民意識」です。

「男女平等について」ですが、「男女平等が進んでいると思うか」、場面ごとに聞いたところ、「平等である」という回答が一番多かったのが「学校教育」の49.9%です。反対に、「平等である」と

という回答が一番少なかったのが「社会通念」などで8.2%となっています。

次のグラフは、20代から40代の市民に関するデータです。

平日に家事・育児に費やす時間が30分を超える市民の割合は、男性でも5割に近づいていますが、女性は8割を超えています。男性が、家事や育児とともに担うライフスタイルが徐々にふえてきてはいますが、やはり家事・育児を担うのは女性を中心になっていると考えられます。

資料1に記載している項目も含め、お示ししております項目は代表的なものと考えています。今後、計画内容を検討するに当たりまして、委員の皆様にもご意見いただき、必要な視点を取り入れ、分析を進めていきたいと思っております。

次に、「国等の動向」についてですが、資料4「第2次大阪市男女きらめき計画策定後の新たな動きについて」をご覧ください。

施策分野1から3、基本的方向1から10について、真ん中の欄に大阪市の主な動きを、右側の欄に国・大阪府の制度改正や施策等を記載しています。

施策分野1「あらゆる分野における女性の活躍の促進」では、国の動きとして、地域が自立的で持続的な社会を創生することを目指す、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。これを受け、大阪市では大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、若者、女性が活躍できる社会をつくることを基本目標の一つに掲げ、女性の活躍促進、就労支援と雇用の促進などの施策に取り組んでいます。

また、女性活躍に関する法改正としては、2019年に女性活躍推進法が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象について、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上に拡大されることとなっています。

国による企業の取組の後押しとしては、経済産業省が女性活躍推進に優れた上場企業を投資家に紹介するなでしこ銘柄の対象を、準なでしこ銘柄、チャレンジ企業と徐々に広げていっています。

関西の経済界の動きとしては、2017年に関西広域連合と関西経済連合会が共同で関西女性活躍推進フォーラムを設置し、「働く女性が日本で最も活躍できる地域・関西」を目標としています。

働く側の課題への対応として、2018年に働き方改革関連法が成立しました。育児や介護との両立など労働者のニーズの多様化に対応できるよう、時間外労働の上限規制の導入などが行われ、多様な働き方を選択できる社会の実現を目標としています。

本市の主な取組としては、女性活躍リーディングカンパニー認証事業は、2014年の制度創設以降、ことしの12月2日現在で436社を認証しています。2017年には、中小企業を主な対象として「チャレンジ企業」認証受付を開始し、同じく12月2日現在で120社の認証となりました。

また、女性の地域活動への参画の支援として、2017年にクレオ大阪中央に、女性が地域活動でリーダー的な役割を担い、活躍することをサポートする女性チャレンジ応援拠点を開設し、これまで累計3,500人以上の方にご利用いただいているところです。

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」では、国においては、選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が2018年に施行されました。

本市では、女性職員の管理職への積極的な登用を進めているところですが、そのためには職員のワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。2018年に策定した大阪市ワーク・ライフ・バランス推進プラン2.0は、多様化するニーズに対する柔軟な働き方への対応、長時間労働の是正、育児・介護・病気の治療と仕事の両立を3つの柱としています。

次に、施策分野2「安全で安心な暮らしの支援」では、DV関連施策について、児童虐待対策との連

携強化という大きな動きがありました。国では、東京都目黒区や千葉県野田市の女兒死亡事件など深刻な状況が続いていることを受けて、児童虐待防止対策の抜本的な強化が図られました。その中に、DV対応と児童虐待対応の連携強化の取組も位置づけられ、児童福祉法等とあわせてDV防止法についても改正が行われました。今年8月には、厚生労働省から通知があり、要保護児童対策地域協議会に配偶者暴力相談支援センターも参画することとなりました。後ほど、議事4でご報告する予定ですが、本市としてもICTの活用による情報連携の強化や学校教育におけるデートDVの啓発教材の開発に取り組んでいるところです。

「生涯を通じた健康支援」では、大阪市の健康増進計画すこやか大阪21が改訂され、2018年から6年間の第2次後期計画に取り組んでいるところです。

「困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援」に関しては、深刻な人手不足の状況に対応するため、2019年に出入国管理法が改正され、新たな外国人材の受け入れを促進することとなりました。共生のために急増する外国人を、生活者として迎え入れる基盤の整備を進めていく必要があります。

本市の新たな取組としては、LGBTなどの性的少数者を支援する取組を積極的に進めており、2018年から大阪市パートナーシップ宣誓書受領証制度を実施しています。

最後に、施策分野3「男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備」についてですが、育児・介護休業法については、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目ざし、いわゆるマタハラなどの防止措置の新設や育児休業期間の延長などの改正が行われています。また、2017年に公表された国の子育て安心プランでは、遅くとも2020年度末までに全国の待機児童を解消すること、M字カーブの解消のため、2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる受け皿を確保することを掲げています。

「男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」では、内閣府では、男性の暮らし方や意識の変革を進める「“おとう飯”始めよう」キャンペーンや、女子中高生・女性学生の理工系分野の進路選択を応援する取組、理工チャレンジなど、さまざまな啓発事業を実施しています。

「男女共同参画の視点に立った防災・減災対策」では、2011年の東日本大震災以降、たび重なる大きな地震や風水害の影響もあり、防災への意識が高まっているところですが、本市としても、市全体の地域防災計画のほか、行政区ごとの地域防災計画を策定し、男女共同参画の視点を取り入れた防災に取り組んでいます。

「国際社会と協調した取組みの推進」についてですが、2025年に開催される大阪・関西万博では持続可能な社会・経済システムをサブテーマとしており、国連が掲げる持続可能な開発目標が達成される社会を目ざすこととしています。本市としても、大阪まち・ひと・しごと創生総合戦略とSDGsを一体的に推進していくことを決定しています。

「国等の動向」については、以上です。

資料5については、国の第4次男女共同参画基本計画の概要、資料6については大阪府の次期男女共同参画計画の策定に係る資料です。ご参考にご覧ください。

改めて、資料1をご覧くださいませでしょうか。

資料1の右の欄、新計画策定に当たっての検討事項ですが、計画の基本目標、計画の構成、施策の柱立て、各施策の方向性、具体的取組、各施策の成果指標等の設定、計画の推進システム等について検討していただければと考えております。

現行の計画の策定時には、女性活躍推進法の制定という大きな出来事がありましたので計画の構成が変わりましたが、次期計画の策定に当たっては、施策分野や基本的方向については、基本的にはこれまでの枠組みを継承していくことを考えております。その上で、社会情勢や国等の動向を踏まえて、次の5年間にどの施策をより重点的に進めていくのか、方向性を示すものにしてまいりたいと考えております。

また、大阪市の計画として、国や府との計画の差別化を図る意味で、基礎自治体として、また市の現状に即して、大阪市が重点的に取り組むべき事項は何か、大阪ならではの特色ある取組としてはどのようなものが考えられるかという点にご配慮いただきながら、さまざまなご意見を頂戴できればと考えております。よろしくお願いいたします。

川口会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換の時間にしたいと思います。

ご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

海老沢委員

大阪市会議員の海老沢でございます。

今、大阪のDVの現状なんですけれども、相談件数が2017年から2018年にちょっと減っているんですけれども、警察が相談を受けた件数のデータというのはいないでしょうか。国の何かデータを見ると、同じように減っているんですけれども、やっぱりその分、DVがひどくなっていて、警察が来るケースが増えているというふうに聞いたんですけれども、大阪市でも状況は変わらないのでしょうか。

事務局（永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理）

すみません、DV担当しております永富でございます。

大阪府警のほうは、相談件数、年々増えているというふうに聞いております。今、数字は手元にございませんけれども、全国的に自治体のほうの相談件数が減っており、警察については全国的に増えているというふうに聞いております。

川口会長

自治体のほうは減っているけれども、警察のほうは増えている。現在、具体的なデータは、今、持ち合わせていないということですね。ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

牛山委員

牛山でございます。

今回、次のテーマの一つとして、職業生活における女性の活躍の推進ということがテーマとしてあるかと思いますが、それを前提として質問いたします。

働きたいけれども働けていない人、あるいは特段就職は希望していないけれども働かざるを得ない人

というような、ミスマッチに関するデータというものがあれば、ぜひお教えいただきたいです。

川口会長

働きたいけれども働けない人とか、働かざるを得ない人とか、そういうデータはございますでしょうか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

大阪市民全体でという調査では、そういうデータは把握しておりませんが、昨年度、小学校1年生の子どもさんをお持ちの保護者の方を対象に調査しておりまして、その調査の内容といたしましては、働くことに対する意識ということを調査しておりますので、今おっしゃったようなことが推しはかれる数字はあるかなというふうに思います。

牛山委員

ありがとうございます。

質問の背景としましては、働き方や生き方の多様性を前提として、例えば以前、ある女性が専業主婦をしていて、私は働いていないけれども、例えば子どもを育てて社会人として送り出した、でも働いていない私は社会的に活躍していないのかというようなことを言われたことがあります。そのことに関して、多様な生き方で考えるのであれば、どのように働きたいか、どのように生きていきたいかということが非常にミスマッチしていないかは大切なと思います。

また、会社員の立場として申し上げれば、女性の退職として、男性もそうですけれども、多いものとして、どのように働いていっていききたいかということと自身のミスマッチ、希望のミスマッチを改善することがとても大きな、重要なものとしてあります。ですので、ミスマッチが起きていないかという観点に関しては、次回、職業生活におけることが一つテーマとしてありますので、ぜひ検討に上げていただければと思っている次第です。

川口会長

自分が望む働き方と実際に自分が働いている、あるいは働いていない現状とか、どれくらいミスマッチがあるかということのを次回の目標なり調査なりに入れたいということですね。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

友田委員

友田です。よろしくお願いします。

まず、資料2の1ページの「女性の就業率」というところが、ここは1年契約でも就業率には入るところでは、やはり正規雇用か非正規雇用かの違いも出てくる。資料の3の3ページの正規職員の割合で見ても、女性が正規雇用半数ぐらいということが出ています。

そういうことから見ると、ただ就業率が上がればいいというわけではなく、働き方の中で、女性が望む働き方というところの正規雇用がどのぐらい男女平等参画として行われているのかということも見ていく必要があるのではないかなと思ったので、そのあたりがわかればよいかなと思いました。

と同時にそのことが、例えばがん検診、健康支援に関しても、正規雇用は健康診断をすることになっ

ていて、がん検診も意識的ではなく年間にするという事になっています。非正規雇用の人たちが、健康診断を自分でやっていくというところに関しては、こういったがん検診の受診率というのは、きっと雇用の方法でも受診率というのは違いが出てくるのではないかと思います。

逆に、そういう人たちが、そのバランスが違うということも考えると、一つのパイで受診をしているからこれだけあるという見方で健康支援をしているかどうかということの一定の評価だけではできないのではないかと思います。

次回評価するときには、そのこともご検討していただきたいということと、あと、資料2の2ページのところで、市の審議会等において女性委員の占める割合というところが、目標値40%で、それに近づいてきているということですが、女性委員が全体では増えたということではなく、各審議会にちゃんとバランスを持って男女共同参画で委員を占めているかということがすごく重要だと思います。ゼロ%の審議会と、この男女共同参画の審議会では半数を占めているかもしれないけれども、そういったバランスがすごく大事で、中身がやっぱり重要じゃないかなと思いました。

そういうところも評価していく必要があって、そのための解決策をどうしていくのかということが次に考えられると思います。

あと、育児の協力に関しても、30分以上を超える市民の割合というのがありますけれども、やはりこれも内容等がすごく必要ではあるだろうというのと、今回、データとしては出てこなかったのですが、男性の育児休暇の取得率だとかも多分データとしておられると思うのですが、これに関しても、ある程度、大阪市職員の育休の取得率がありますということですが、内容をお聞きすると、それは数日休んでも育児休暇になるというところでは、それは本当の意味での育児に關与する休暇なのかということの中身を評価していく必要があると思います。

数字と同時に、その具体的な中身をやはり分析して、次に計画するときには、その策を考えていく必要があると思いますので、ご検討お願いします。

川口会長

ありがとうございました。

3点ほどにまとめてちょっと確認しておきますと、1点めは、女性の就業率が上がったということがありますが、実際は非正規が非常に多いということで、そこに希望どおり正規、非正規、女性が希望どおり就業形態になっているのかどうかということをもっと詳しく調べる必要があるんじゃないか、ミスマッチがあるんじゃないかということを調べる必要があるということと、それに関連して、がん検診も正規しか受けられないというのが実態なので、非正規については、そういう健康維持において不利な立場にあるということでした。

2点めは、審議会の女性委員の割合についてですが、全体として増えているんだけど、各審議会を見ると非常にでこぼこがあるんじゃないかということで、審議会別の女性の割合を評価する必要があるんじゃないかということが2点め。

それから3点めが、男性の育児への協力ということですが、30分以上の、平日で30分以上育児・家事、携わっているという内容、データがありましたけれども、その内容が大事だということで、特に男性の育児休業取得率などは高くはなっているけれども数日だけという場合が多いので、その内容にまで入ったデータ、またその内容にまで見て評価をすべきではないかというご意見でした。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

どうぞ。

徳野委員

男女の正規・非正規の雇用の率の話がございましたが、同様に賃金についても格差があるのではないかとこのように考えておりますので、そういった点についても資料があればというふうに思っております。

川口会長

男女の賃金格差についても資料が欲しいということで、これは今はございますか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

すみません、申しわけない、今、資料、手元にありません。

川口会長

そうですか。ぜひ、それも、今回は目標なり検討課題にというご指針ですね、徳野委員のは。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

はい、どうぞ。

篠田委員

ファザーリング・ジャパン関西の篠田です。

幾つか、合計で4点あるんですけども、前半2つは先ほど友田委員のお話しされた点について、かぶるところなんですけれども、各審議会の女性の割合というところで、これは各審議会ごとの男女の比率というのは、もう既にデータというか、あるものなんでしょうか。もしあれば、それそのものを出していただくことで、どういうバランスになっているのかというのがわかってくるのかなというふうに思います。

実際に、どこの、行政だけではないですけども、どこの委員会、審議会でもあるのは、男女平等とか男女共同参画にかかわる審議会では女性の比率が高く、そこでこう押し上げているような状態、一方で女性の比率がゼロの審議会、また充て職による審議会というのも数多くあって、そういう充て職であれば、どうしてもこの審議会、この充て職では女性がなかなか当たりづらいよねというようなことというのは多々あると思うんですね。充て職によるものが、それを否定するわけではないんですけども、それによって起こってしまっている現状もあると思いますので、審議会の女性比率の割合というのであれば、それぞれ細かく見ていく必要があるのではないかなというふうに思います。

次に、同じくですけども、男性の育児に関することについてもですが、30分以上やって、平日に30分以上は育児をしている人たちがいるというふうな比率でいうと40%を超えているわけですけども、実際に30分以上を、30分からどこまでをこう見ているのかというのは、なかなかわかりづらいのかなと。30分と1時間では、できることが大きく変わってきます。30分だったら、8時に家に帰って、お風呂に入れて、次の日の朝、保育所に送れば、それで30分は到達できるわけで、それだけを求めているのか、それだけができればいいのかということ、そういうわけでもないと思うんですね。

女性と男性が平等に社会進出しながら、共働きで子育てを実現していくのであれば、それ以上のことがやはり必要になってきますし、それ以上のことを求めていく姿勢が市にはあると思いますので、どこ

までできているのかというのは明確にしていく必要があるのかなというふうに思います。

育児休業に関して、これについては、私の立場から言いますと、最近では1カ月以上、強制的というか必須でとらせるような企業も出てきておりますし、一方で国のほうも国家公務員に1カ月以上の男性の育児休暇をとらせるというような施策が動き始めていますので、1カ月とるとということ自体は非常にいいことだと思いますけれども、5日であろうが、育児休業も、もちろん男女平等、男女共同参画を推進していく中では、数値としては必要だと思っておりますが、日数については、そういうふうに細かく区分して、どれぐらいとれているのかということがデータとしてあれば、なおわかりやすいのかなというふうに思います。

すみません、もうあと一点させていただきますが、資料の2の3ページめのところでですけども、これは少し確認も含めてですが、3ページの中段、配偶者・パートナー間において「友達や身内とのメールなどをチェックしたり、つきあいを制限する」ということを暴力として認識する市民の割合というのがあります。目標値は70%になっておりますけれども、実際にこれ、市としては、これはDVであるという認識でお考えになっているというふうに思っておいて大丈夫ですか。大丈夫ですよ。そういうことであれば、やはりここも100%に引き上げるべきではないかなというふうには個人的には思います。

暴力だけでも、あらゆる暴力、身体的、精神的、経済的、さまざまな暴力が撲滅されることが求められているわけで、それを絶対にゼロにするんだという意識を持つ、100%にするからこそ啓発が必要になってくるわけで、そういう視点で目標値を改めて見ていただくのも、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

川口会長

ありがとうございました。

4点ございましたが、1点め、審議会ごとのデータがもしありましたら、主な、男性が多いというか、女性が少ない審議会とかの例とか、逆に女性が多い審議会とかございましたら、お願いします。

事務局（中谷男女共同参画課長）

審議会の数、101ある中で、女性委員が占める割合40%以上を達成している審議会の数は47で、半数弱という状況です。

全体的に区政会議については地域の住民の方、たくさん参加しておられますので、全体的に数字としては女性の比率が高い傾向がありまして、逆に専門家の方、特にいわゆる理系の学識経験者の方で構成されているような審議会というのが、比率が低くなる傾向というのがございます。

川口会長

以上でよろしいですか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

はい。

川口会長

ありがとうございました。

2点めが男性育児の参加といいますか、これについて、もう少し次回は詳しく時間を、30分以上という形じゃなくて、もう少し詳しい把握が必要じゃないかということ、それから育休についても日数の把握が必要じゃないかということですね。それから、メールチェック等のDVの目標、DVと認識する人の目標を100%にすべきではないかというご意見でした。ありがとうございました。

ほかにご質問ございますか。ご意見、ご質問。

はい、どうぞ。

牛山委員

たびたび恐縮ですが、資料3の最後のページ、7ページの下の表を例として質問させていただきます。資料3の7ページ、「男性の家事・育児に費やす時間」で、質問2点のうち1点めは、平日の家事、朝の家事と夕方の家事で質や負担が違うと思うのですが、それらは個別のデータとしてございますでしょうか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

実際に家事をしている時間帯についての質問は、聞いておりません。

牛山委員

そうですか。例えば、けさ、子どもの靴下が半分なくて、家の中を駆けずり回った私の身としては、朝に大変な重心と、あとは保育園に私が送って駅まで走るという生活で、妻は早目に保育園から帰って、夕方、夜、嫌がる子どもを、暴れる子どもを寝かしつける、何とか時間に寝かしつけて、次の日の朝、十分に起きられるような生活、私はそのころまだ帰宅をしていることが多いというふうにしています。ですので、どのように朝負担をしていて、夜負担をしているかということは、夫婦ないし各個人の社会生活をはかる上で有意義なデータとなるのではないかなというふうに考えている、これが1点めの話です。

2点めとしては、このデータが出ました。では、このデータとして、実際に85.7%、30分以上家事をしている女性は、その家事を多いと思っているのか、それともまあ仕方がないと思っているのか、男性は、自身の担当している分が何分だとして、多いと思っているのか、こういうふうはどう思っているのか、データが出てきた後に、数字をどう感じているのかというデータも、追加としてあったほうがよいのではないかなというふうに感じます。

これは、このデータに関するだけではなく、ほかのものに関しても、あったほうがいいものもあるのではないかなというふうに感じている次第です。

意見という形になってしまいましたけれども、私からは以上です。

川口会長

ありがとうございました。

家事・育児時間について、どの時間帯に分担しているかということまで分析すべきではないかということと、その実際に行っている家事時間を多いと思っているのか、それとも少ないと思っているのか、その辺の意識もあわせて調査すべきではないかというご意見でした。次回の計画に生かすように議論し

ていきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

友田委員

友田です。

資料の4の中の基本的方針の「男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」というところで、国の動きとして、理工チャレンジに対して選択を女性もということがされているということですが、最近に医学部を含めて男女の差の入学試験問題等がありました。それは、入り口だけではなく大学の中でも、女性の数もバランスが悪い、その中で部長職になると男性のほうが多いとか、ジェンダーバランスやジェンダーバイアスが存在し、教育現場の中の男女共同参画というところでいうと遅れているところがあります。

教育の現場で平等な未来をつくれる社会のありようを旨として、教育の現場に男女共同参画を推進する教育の充実として何をしていくのかということも考えなくちゃいけないのじゃないかな。

川口会長

ありがとうございます。

男女共同参画を推進する教育ということで、教育現場における女性の活躍ですね・・・

友田委員

と、推進ですね、男女とも。

川口会長

推進ですね。はい、今後の計画に。

友田委員

目指していかななくちゃいけないということです。

川口会長

入っていないということですね。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

永田委員

今の友田委員のご意見とも一致するところだと思うんですけども、今の資料の3の一番最後の「市民意識」というところの「男女平等について」というところの、これを「男女平等が進んでいると思うか」というところを見ますと、今おっしゃったように、「学校教育の場で」というのが最低というか、一番低いデータになっているんですね。だから、本来なら、やはりすごく子どもたちの未来を育てていく学校現場は男女平等が進んでいないということになると思うんですけども、やはり市民の方から、意識調査ですかね、これは。

事務局（中谷男女共同参画課長）

はい、意識調査です。

永田委員

調査からとった分なんでしょうね。

事務局（中谷男女共同参画課長）

そうですね。今年度、調査実施しまして、4,000人の方にお送りして、1,005人からの回答を取りまとめた、速報値ということの数字です。

永田委員

だから、市民の方に聞いて、こういう学校現場では進んでいないということで、逆に言うと、本当に学校現場で働かれている方の、そういうのはなかなか難しいですかね。

川口会長

この、ちょっと色がよくわからないんですが、恐らく男性が優遇されていると思っている市民の方が、学校現場で男性が優遇されていると思っている方が21.1%。

永田委員

そうですね、逆ですね。

川口会長

平等であると思われる方が49.9%ということで、比較的、学校現場では、ほかの分野と比べると平等だと思っておられる方が多いというふうに私は理解しております。

友田委員

多くても半数なんで、平等とは言えません。

川口会長

半数ですね。

永田委員

そうですね。もっとよくなるべき。友田委員おっしゃったように、学校現場とか、そういう立場の方々が、しっかり活躍してもらいたいなということになるかと思います。

川口会長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

渋谷委員

資料2の2ページ、基本的方向性2の「地域で女性が活躍しやすくなっていると答えた市民の割合」のところですが、現状値が計画策定時よりも下がってしまっていて、目標値からもかなり離れてしまっています。備考欄を見ますと、今回の調査では「地域で活躍している女性が増えた」という質問に切りかえられているようです。ですから「増えた」というような聞き方をしてしまいますと、聞かれた方は活躍している女性の「人数が増えたかどうか」という質問と捉えてしまって、果たして人数まで増えているのかということ、そこまで増えているとは認識できず、なかなか積極的な回答が得られなかったのではないかと思うのです。

ですから、聞き方というのはすごく難しいと思います。もともとの「活躍しやすくなっている」という質問は多分に主観的なので非常によろしくないから、もう少し客観的な質問に切りかえたのだと思うのですが、「増えた」という質問にしてしまうと、数の面で増えていないと、なかなか積極的な回答の数値が改善していくことは難しいのではないのでしょうか。

また質問内容が逆戻りするかもしれませんが、「女性が活躍する場面が増えた」というような聞き方をすることで、回答の数値は非常に変わり、場合によっては数値が回復する可能性もあるのではないかと思います。質問の仕方や、成果指標の捉え方というのはなかなか難しいと感じた次第です。この点、再検討が必要ではないかと思いました。

川口会長

ありがとうございます。女性が地域で活躍しやすくなっているというの、数の面でふえたという質問に変えたんだけど、活躍する場面が増えたというような、別の表現で聞いたほうが、より現実が把握しやすいんじゃないかというご意見でした。これも、次回に向けて検討させていただきます。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

朴木委員

朴木と申します。

先ほどのご意見やらご発言聞いていると、確認したくなっただけですけども、学校教育の男女平等にかかわることです。

これ、今、出ているこの数値は市民の意識が出ているんですね。ですから、市民の意識はこうだということから推しはかって、どういう施策なり何なりが必要かという、そういうことを考えましょうという意味だと思うんです。

でも、学校教育は、ご承知のように、教育委員会が強力な権限といいますか、いろんなことをかかわって実行し、また何かいろんなことも、課題なんかも承知しておられると思います。

したがって、当然だと思っているんですけども、市教委は事務局の中に入るとというのが、ちょっと言葉がよくわからないんですけども、市教委も当然メンバーの一人ですよね。ちょっと、言葉がよくわからなくて、事務局というのは男女共同参画の担当事務局のことをさして、しかし男女共同参画というのは総合政策ですから、あらゆるところが関係してくるわけで、あらゆるところのうちの一つに市教委は入っていますよね。

事務局（中谷男女共同参画課長）

庁内の体制として男女共同参画の推進本部というのがあります。全所属がそのメンバーに入って、名前を連ねているんですけども、特に関係が深い部局については代表幹事というような形になっておりまして、教育委員会については、学校教育の分野、生涯学習の分野、両方とも代表幹事という形になって……

朴木委員

それ、入っておられるんですね。

そうすると、またそこでのいろいろデータも出していただけたと思いますけれども、市の教育推進計画が必ずあるはずなんです。ですから、その計画の中に何が書いてあって、あるいは何が調査されているかとか、課題がどう捉えられているかというのは簡単にわかるはずですので、何かそういう資料もそろえていただければと思います。

川口会長

ありがとうございました。市の教育推進計画についての資料、今後、確認しそろえていこうということです。ありがとうございます。

ほかに。

はい、どうぞ。

牛山委員

今のご発言に関連した質問をいたします。

資料3の最後のページの上側、4の「市民意識」の中の「学校教育の場で」ということで、この資料自体は、市民意識調査ですので大人が回答していると思うんですが、その認識で正しいでしょうか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

はい、18歳以上の大阪市民ということです。

牛山委員

どうするかという点について、学校教育の場の当事者は18歳未満ですので、その彼ら、彼女たちがどのように感じているかというデータと、大人から見て、学校教育の場でこういうデータが出てきていることは、比較してみる意義はあるのかなというふうに感じました。

現在、データがあれば、それはぜひご教示いただければとは思いますが、いかがでしょうか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

教育委員会が持っているデータ、申しわけないんですけども、今、具体的にどういうデータがあるかというのを把握しておりませんので、また教育委員会事務局とも連携いたしまして、どういうデータがあるかと確認して、この計画、検討するときに反映させていただくようにいたします。

牛山委員

ありがとうございます。

川口会長

ありがとうございます。特に、子どものことというか生徒の意識ですね、これがどうかということも、今後、検討していく課題かと思います。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

前田委員

前田でございます。

資料2の5ページ、一番上の「社会全体として平等であると思う市民の割合」が、目標値20%というのはちょっと低いように思います。ここを、もう50%ぐらいに上げてきてもいいんじゃないでしょうか。

川口会長

資料2の、どの部分？ もう一度お願いします。

前田委員

「社会全体として平等であると思う市民の割合」は、今、目標値が20%なんですが、もう少し上げて50%ぐらいにしてもいいんじゃないかと思います。

その2つ下の「男性は仕事、女性は家庭」というこの比率は、反対に20%ぐらいに下げてもいいんじゃないかと思います。

それから、こういういろいろな策定をして、それを実現させることが必要だと思うんですが、先ほど課長がおっしゃった区政会議なんかは、区長のほうで女性の割合をもう30から40%という、指示が出たのかどうか分かりませんが、区長さんからお聞きしたときに、女性の公募の人をたくさん入れていくべきだとか、そういうのを言われて、現実に区政会議は女性たくさんふえてきています。

ただ、地域振興とか、その実質地域でコミュニティーをつくっていく場においては、来年も改選ですが、そこに女性を何割ぐらい入れなさいという、やはり行政の指導がないと、今の現状、もう本当に男性社会になっていますから、女性を町会長さんに入れてくるとか、そういうのはまだまだ難しい現状があると思いますから、やはり行政の介入が必要ではないかという気がします。これは、要望です。

川口会長

ありがとうございます。市民、「教育・啓発の充実」というところで、「社会全体として平等であると思う市民の割合」、これ目標値を次回はもっと上げるということですね。

それから、「男は仕事、女は家庭」というのを、これは目標値をもっと下げてはどうかということと、それから地域における女性の活躍に関連して、町会長なんかの数などは、なかなか女性を入れないので、もっと自治体のほうが指導をしてはどうかということですね。

現状はどんなふうに、何かこう指導とか要望とか、そういうのは出しているんでしょうか。

前田委員

要は、かかわらないという状況です。

川口会長

かかわらないという状況ですか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

そうですね。大阪市においては、住民の団体さん、任意団体さんとの関係性というのは何年か前に整理をされまして、行政の側として、任意団体の運営にかかわること自体が職務専念義務違反に当たるといような整理がありましたので、一定線引きをして、協力していただく関係にはあるんですけども、内部のことにこちらがご意見言うといような関係性には今ないというのが実態です。

川口会長

かかわっていけないというルールがあるんですか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

そうですね。

川口会長

自治会なんかの役員の選出とか。

事務局（田丸市民局理事）

今、申しましたのは、市職員の立場で、任意団体の運営にかかわるといことが、職務専念義務違反になるということ。今お話しがありましたように、我々としては、まず社会全体の男女共同参画の機運を醸成していくという立場でございます。ただ、個別の団体にどういった形でお願いするのかといところは、限界もあるのではないかと考えております。色々な団体を含めて、先ほどお話しもありましたけれども、学校現場もわかりですし、あらゆるところで男女共同参画を進めていきたいという思いで、啓発の範囲で取り組んでいる現状です。行政指導という権限等で進めるのは難しいところもあるかと思いますが、社会全体で進めていきたいという立場ですので、可能な範囲で取り組んでいきたいと考えています。

川口会長

ありがとうございます。

友田委員

田丸理事のお話をお聞きしてといか、いつも思うことなんですけれども、やっぱり意識が変容すれば、おのずと行動は変わるだろうと思うんですね。そのためには、このアンケートとったり意識調査をしていく中で、平等であるかだとか、そういう抽象度の高い質問ではなく、社会で行われているこい委員会であったりとか、またそういう役割が男女平等だと思わないかだとか、実際にはどうい状況なのかみたいなことを、意識調査を聞くことよって、ああ、これも男女平等として考えなくてはいけないんだなというメッセージにもなると思いました。その数字が出てくると、実際には、意識もそうだけれども、行動もまだまだこんな状況なんだといことが可視化されるのではないかなと思った

ので、アンケートをとるとき、意識調査のときに、もう少し具体化されたような内容だったら、何か示唆できるものが出てくるのではないかなと思いました。

川口会長

ありがとうございます。アンケートのときに、もう少し、例えば自治会での会長とかリーダー的な役割の人が、女性が入るとか。

友田委員

平等か、みたいな感じで。

川口会長

平等か、みたいなですかね。もう少し具体的なアンケートにしてはどうかというご意見でした。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

はい、どうぞ。

三久保委員

三久保です。ご意見というよりも要望なんですけれども、資料2の最後のページ、6ページの基本的方向性10の「国際社会と協調した取組みの推進」ということで、今、現状値が、「国際的な取組みの紹介・情報発信回数」が現状値3、目標値も年4回以上なんですけれども、昨今、たくさんの女性、男性、そして企業が海外で活躍されたいという方が多かったり、あとまた海外からもまた大阪市のほうで活躍したいという方々が大変多いので、この目標値を、私個人としては年6回から12回以上としていただけたらと思います。

要望です。お願いいたします。

川口会長

ありがとうございました。国際社会と協調の取組みの目標を、もっと上げてはどうかということですね。ありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題の2の(3)ですね。今後の進め方について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局(中谷男女共同参画課長)

それでは、資料7「今後の進め方について」をご覧ください。

まず、1の男女共同参画審議会専門調査部会の設置についてご提案をさせていただきます。

今後、男女共同参画審議会でご審議いただくに当たって、先ほどご説明いたしましたような形で、現行計画の取組状況や社会情勢、国や府の動向等も踏まえながら、さまざまな観点で検討いただくこととなります。

つきましては、専門調査部会を設置し、検討を行った上で、全体会で経過を報告し、効果的に審議していただければと思いますが、いかがでしょうか。

なお、先ほどちょっと庁内組織についてもご説明いたしましたけれども、男女共同参画推進本部の中にも策定体制を設置する予定です。本市の策定体制の中で出てきた意見につきましても、適宜反映してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

川口会長

今後の進め方について、ご説明いただきましたけれども、ご質問、ご意見ございますか。部会を設置して、そこで進めていくということです。よろしいでしょうか。

事務局（中谷男女共同参画課長）

部会の設置についてご確認いただき、ありがとうございました。

今後、手続を進めてまいります。部会の委員については、審議会規則第4条に基づき、会長にご指名いただくこととなります。部会委員が決まりましたら、事務局から審議会委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

川口会長

部会の委員につきましては、規則に基づいて会長が指名するということですので、事務局から過去の部会の設置状況、開催状況等をお聞きしながら手続を進めてまいります。よろしくお願いたします。

それでは、引き続きまして、事務局からスケジュールについての説明をお願いします。

事務局（中谷男女共同参画課長）

次に、2、計画策定のスケジュールについてご説明いたします。

本日、第37回審議会において、新たな男女共同参画基本計画の策定について諮問させていただきました。

先ほど、委員の皆様にご確認いただきました専門調査部会につきましては、令和2年1月以降、随時開催してまいりたいと存じます。

来年度、令和2年6月ごろには第38回審議会を開催し、部会での審議内容について報告していただき、答申案についての中間取りまとめを行いたいと考えております。そこでのご審議を踏まえ、引き続き専門調査部会においてご検討いただきます。

令和2年秋ごろに第39回審議会を開催し、令和元年度の取組についてご報告し、評価を行っていただきます。

答申案の最終取りまとめについては、約1年後の令和2年冬を予定しております。

その後、答申に基づき、男女共同参画基本計画（素案）を策定し、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて、年度内に男女共同参画基本計画を策定してまいりたいと考えております。

スケジュールについてのご説明は以上です。

川口会長

ありがとうございました。今後1年間にわたって審議を進めていくこととなりますので、委員の皆様

にはご協力よろしく申し上げます。

それでは続きまして、議題の(4)今年度事業について、事務局からご説明をお願いします。

事務局(中谷男女共同参画課長)

それでは、資料8「令和元年度DV関連施策」についてご説明します。

本市では、東京都目黒区での児童虐待事件を受けて、平成30年度に児童虐待防止体制強化会議を開催し、児童虐待施策について議論を行いました。そこで、DVと児童虐待とが密接に関連していることから、情報連携の強化などに取り組むべきという方針が示されました。

資料の下の左の欄ですが、現在、児童相談等システムと同時にDV相談システムの開発に取り組んでいます。

本市のさまざまな福祉業務で使用している総合福祉システム上に開発することにより、DVと児童虐待の情報連携だけでなく、被害者支援に必要な情報を迅速に収集することができ、業務の効率化にもつながると考えています。令和3年4月の稼働を予定しています。

右の欄ですが、学校教育において使用する啓発教材を制作しています。

児童虐待については、子どもたち自身が虐待を受けているという自覚を持つことができ、みずから助けを求めることができるようにするということを目的とした教材です。DVについては、中学生向けということでデートDVを題材にしています。具体例をもとに、ワークをしながら、DVについて正しい知識を身につけることができるような教材です。

この4つの教材は、こども青少年局や教育委員会事務局と連携して開発しています。外部の有識者として、児童虐待や教育の専門家からご意見をいただいておりますが、DVの専門家として、審議会委員の友田委員にも多大なるご協力をいただいております。ありがとうございます。

来年度から、大阪市立の小・中学校でこの教材を使用した啓発教育を開始する予定です。また、希望する私立学校等にも配布するほか、本市ホームページへの掲載も予定しています。

DV施策に係る取組についての報告は以上です。

川口会長

ありがとうございました。

ただいま、DV関連の施策についてのご説明がございましたが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、長い時間、いろいろご意見ありがとうございました。そろそろ終了の時間が近づいてまいりましたが、全体を通してご質問とかご意見あるいは言い残したこと、ございますでしょうか。

ございませんか。

それでは、ここで意見交換を終了したいと思います。

本日の審議や資料に関して、ご意見、ご質問がありましたら事務局に寄せていただくようお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

事務局(吉田男女共同参画課長代理)

川口会長、ありがとうございました。

以上で、本日の議事は終了しました。

これもちまして、本日の審議会は終了とさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございました。